

広島県建築士会呉支部規定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本組織は、広島県建築士会(以下、「本部」という。)呉支部(以下、「支部」という。)という。

(目 的)

第2条 支部は、本部定款に規定する目的並びに事業を行うために支部会員の親睦を図り、相互協力して社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 支部は、呉市に置く。必要に応じ第5条の規定による役員(以下、「役員会」という。)の決議でもって適宜の地に設けることができる。

(現在地 呉市中央2丁目5-28

呉建設会館内)

(支部の区域)

第4条 支部の地域は次の区域とする。

呉市及び江田島市

第2章 役 員

(役 員)

第5条 支部に次の役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 2名

会 計 1名

幹 事 30名程度(うち若干名を常任幹事とする。)

会計監査 2名

(幹 事)

第6条 幹事は、支部所属の正会員の中から役員会が推挙し、総会の決議によって30名程度選任する。

(役員を選任)

第7条 支部長は、支部に所属する本部理事のうちから、役員会において選任し、総会の決議を経て決定する。

2 副支部長、常任幹事、会計、会計監査等の役員は、毎期、支部長が幹事の中から選任し、役員

会の承認を得て指名する。

(役員の仕事)

第8条 支部長は、支部を代表し会務を掌理し、総会及び役員会の議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、会務を審議し、常任幹事は役員会の決議に基づいて会務を執行する。

4 会計監査は、出納会計に関する監査を行う。

(幹事の欠員補充)

第9条 幹事に欠員を生じたときは、役員会において補充することができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。

2 補充により就任した者の仕事は、前任者の残存期間とする。

3 役員は、任期满了でも、後任者の就任までその職務を行う。

(顧問及び相談役)

第11条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。

3 任事は2年とし、支部役員に就任したときはその位置を退くものとする。

4 顧問及び相談役は、会務の重要事項につき、支部長の諮問に応じ、意見をのべることができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は支給しないものとする。ただし、会務のための旅費その他経費は、その実費を支給することができる。

(役員会の決議事項)

第13条 役員会で決議する事項は、次の通りとする。

(1) 総会に提出する予算決算等諸般に対する報告及び総会に提出する議案の査定

(2) 支部長、副支部長、常任幹事等役員の仕事

(3) その他、支部運営上必要な事項

第3章 会 議

(総 会)

第14条 定時総会は、毎年1回、会計年度終了後3か月以内に支部長が招集して開く。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上から請求があったとき支部長が招集して開く。

3 総会は通信によって行うことができる。

(総会の通知)

第15条 総会の招集には、7日以前にその会議の日時、場所及び付議事項を示し、会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会では次の事項を決議または承認する。

- (1) 支部規定の変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) その他役員会で必要と認めた事項

(総会の議決)

第17条 総会は、支部会員の5分の1以上の出席によって成立する。

2 総会の決議は、出席会員の過半集で決し、可否同数のときは議長が決める。

3 支部の規定を変更するには、正会員の過半の出席の総会において、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

(総会の議決権)

第18条 会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

2 議決権の行使は、他の出席会員に書面で委任することができる。

3 前項の委任は出席とみなす。

4 第14条第3項の通信による総会は、その回答をもって第17条第1項に定めた出席者とみなし、その数が全員の5分の1以上に達した時に成立する。議決に関しては、第17条第2項及び本条第1項、第2項、第3項を適用する。

(議事録)

第19条 総会の議事は、議事録にこれを記録し、議長がこれに署名、捺印し事務局に保管する。

第4章 会 計

(経費及び経理)

第20条 支部の経費は、後援会費、本部からの支部交付金、支部繰越金、寄付金または支部の事業から生ずる収入でこれを支弁する。

2 寄付金を受けるときは、役員会の承認を要する。

(収支決算)

第21条 収支決算及び財産目録は、毎会計年度終了後75日以内に監査を受け、その意見を付して、総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第22条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 部会及び事務局

(部会)

第23条 支部事業活動の円滑を図るため必要な部会を設けることができる。

2 部会の設置または廃止は役員会が決める。

(事務局)

第24条 支部の事業を処理するため事務局を設けることができる。

2 事務局には有給職員を置くことができる。

3 事務局の職制並びに職員の選任給与等に関しては、支部長が役員会の議をもってこれを定める。

第6章 雑 則

(規定の補足)

第25条 この規定の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て支部長が別に定める。

第26条 この規定に明示していない事項は、本部の定款並びに規則の定めるところによる。

(儀 礼)

第27条 当支部会員が死亡した場合には、下記の基準により儀礼を尽くすものとする。

- (1) 本人死亡の際 香典 5000円

(2) 準会員は正会員に準ずる。

2 前項の規定にかかわらず、役員会において承認を得たものに対しては、前項に準じて儀礼を尽くすことができる。ただし緊急やむを得ないときは、支部長もしくは副支部長がこれを執行し、事後役員会の承認を得ることを要する。

(表彰規定)

第28条 下記の表彰規定に該当する会員を、その年度の総会において表彰し、その功績をねぎらう。

(1) 役員を通算年数15年以上務めた会員で役員会の承認を得たもの。

(3) 上記以外であっても特に功績を残し、推薦されたもので役員会の承認を得たもの。

付 則

1. この規定は、令和5年度定時総会の決議後より施行する。
2. この規定の施行により、平成25年5月17日に一部改正された広島県建築士会呉地区支部規定は及び内規は廃止する。